

令和４年度第２回筑紫野市地域公共交通会議 会議録（要点記録）

期 日 令和４年３月２７日（月）

時 間 １３：３０～１４：００

場 所 筑紫野市役所 第４０３会議室

出席委員

平嶋義伸委員、中島将吉委員、今雪寛治委員（代理）、森岡壯一委員（代理）、小川豊委員、溝田喜彦委員、中村秀治委員、菊武秀明委員、前島雅一委員、田辺好徳委員、森えつ子、野田一洋委員（名簿掲載順） 以上１２人

欠席委員

萩尾土郎委員、松原裕一郎委員、高瀬徹二委員、東祐樹委員、西脇考志委員、大枝良直委員（名簿掲載順） 以上６人

事務局

企画政策部 桑野企画政策部長

企画政策課 中尾企画政策課長、齊田企画政策担当係長、村上企画政策担当主任 以上４人

傍聴人 ０人

【会議概要】

会 長

１．開会

事務局の司会により開会

２．会長あいさつ

皆さん、こんにちは。本会議の会長を務めます、筑紫野市副市長の平嶋でございます。委員の皆様方にはご多用中にも関わらずご出席いただき、誠にありがとうございます。

平成２７年１０月２日に設立しました筑紫野市地域公共交通会議ですが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、ここ数年は、書面での開催が続いておりました。昨年末に開催した前回の書面会議では、御笠自治会バスの運行ルートの見直しについて協議を行ったところであります。

本日の会議では、交通会議の目的・役割についての説明や、今後、市が新たに策定を目指す「地域にとって望ましい地域旅客サービスの姿」を明らかにする地域公共交通のマスタープランである「地域公共交通計画の策定」について、協議してきたいと考えています。

委員の皆様におかれましては、活発な議論を、どうぞよろしくお願いいたします。

3. 出席者の紹介

出席者の紹介を行う。

4. 筑紫野市地域公共交通会議の目的・役割について

事務局から「筑紫野市地域公共交通会議の目的・役割」について説明

5. 報告事項

事務局から本会議までの間に書面による決議を行った事項について報告

6. 議事

議案第1号 筑紫野市地域公共交通会議委員の変更及び追加について

事務局から説明を行い、以下の事項を了承

- ・筑紫野市身体障害者福祉協会より選出の「山田良則委員」から「溝田喜彦委員」に変更。
- ・筑紫野警察署より選出の「丸橋弘昌委員」から「前島雅一委員」に変更。
- ・新たに九州旅客鉄道株式会社を選出団体に追加し、「野田一洋委員」を追加。

委員

道路管理者として、国道管理者から委員の選出は行わないのか。

事務局

これまで、国道の管理者の選出は行っていなかった。今後、事務局において選出の必要性を検討する。

議案第2号 会議の運営について

事務局から説明を行い、以下の事項を決定

- ・会議の公開・非公開については、公開する。公開する部分は議事のみ。
- ・傍聴人の定数については、20人を限度とする。
- ・会議録の調製方法は録音機収録による要点記録とし、市公式ホームページにおいて公表する。
- ・会議録には職名を記載し、委員以外の個人情報は伏字とする。
- ・委員名簿は市公式ホームページにおいて公開する。
- ・傍聴人には全ての資料を配布し、次第以外の資料は傍聴終了後に回収する。

議案第3号 筑紫野市地域公共交通会議規約の一部改正について

事務局から次のとおり説明を行い、了承

- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正により、計画の名称が「地域公共交通網形成計画」から「地域交通計画」に変更されたことにより文言を一部改正。

議案第4号 筑紫野市地域公共交通会議財務規定の一部改正について

事務局から次のとおり説明を行い、了承

- ・地域交通交通計画の策定に際し、市から負担金、国から補助金を受けることとなるため、予算科目の文言の一部改正。

議案第 5 号 筑紫野市地域公共交通会議事務局規程の一部改正について

事務局から次のとおり説明を行い、了承

- ・交通計画の策定に伴う契約事務発生等による文言の一部改正。

議案第 6 号 筑紫野市地域公共交通会議謝金及び費用弁償に関する規定の一部改正について

事務局から次のとおり説明を行い、了承

- ・会議の報酬の支払いに際し、文言の一部改正。

議案第 7 号 筑紫野市地域公共交通会議傍聴規定の一部改正について

事務局から次のとおり説明を行い、了承

- ・第 4 条に規定する傍聴することができない者に「児童又は乳幼児」が含まれているが、「児童又は乳幼児」が傍聴者であることにより、本会議に支障をきたすと一応に認められるものではないことから同条第 8 項を削除することによる文言の一部改正。

議題第 8 号 令和 3 年度筑紫野市地域公共交通会議決算案について

事務局から次のとおり説明を行い、了承

- ・歳入額は、令和 2 年度繰越金の 504 円、歳出額は 0 円。
- ・不要額の 504 円は繰越金として令和 4 年度歳入予算に計上する。
- ・決算書案について、本会議の監査委員（森委員、菊武委員）による出納監査の結果、出納事務について適正な処理を行っていると認められた。

委 員

議案第 9 号 令和 4 年度筑紫野市地域公共交通会議予算案について

事務局

事務局から次のとおり説明を行い、了承

- ・歳入額は負担金 90,000 円及び令和 3 年度繰越金 504 円の合計 90,504 円。
- ・歳出額は会議費 82,000 円、事務費 8,504 円の合計 90,504 円。
- ・不要額が発生した場合、筑紫野市一般会計への戻入を行う。

委 員

事務局

議案第 10 号 令和 5 年度筑紫野市地域公共交通会議予算案について

事務局から次のとおり説明を行い、了承

委 員

- ・歳入額は市負担金として 10,396,000 円、国庫補助金として 5,000,000 円の合計 15,396,000 円。

事務局

- ・歳出額は会議費 260,000 円、事務費 16,000 円、交通計画策定事業費 10,120,000 円、国庫補助金の市会計への返還金として 5,000,000 円の合計 15,396,000 円。

会 長

- ・不要額が発生した場合、筑紫野市一般会計への戻入を行う。

会 長

議案第 11 号 監査委員の選任について

会長が今雪委員、菊武委員を指名し、了承

議案第 12 号 地域公共交通計画の策定について

事務局から次のとおり説明を行い、了承

- ・ 地域公共交通計画の概要、市公共交通体系の現状・運行状況について説明。
- ・ 筑紫野市地域公共交通計画策定業務の概要及びスケジュールについて説明。

(1) 発注者 筑紫野市地域公共交通会議

(2) 業者選定方法 プロポーザル方式

(3) 提案上限額 10, 120 千円

(4) 選定委員会 筑紫野市地域公共交通会議委員の中から選任

(5) 事業実施期間 ~令和 6 年 3 月まで

(6) 業務内容

①計画策定に関する分析・調査・課題整理等

(地域懇談会、乗り込み調査、アンケート、ヒアリング等)

②公共交通に関する方針整理

③計画の作成(冊子及びデータにて納品)

④会議の運営支援(資料作成、議事録作成等)

7. 事務連絡

報酬、費用弁償の支払いについて、事務局より説明

8. 閉会

14 時 00 分閉会

以 上